随意契約理由書

業務名：大阪府立中河内救命救急センター受水槽補修工事

大阪府立中河内救命救急センターは中河内医療圏で唯一の災害拠点病院に指定されており、3次救急医療機関としての役割も担っている。そのため、設備不具合による運営停止が起きないよう、常日頃より設備の安定稼働が求められる。

今回工事の対象となる受水槽は、設置後約30年（法定耐用年数15年）が経過しており、予防保全の観点で実施する設備点検においても、受水槽内部の補強材や天井梁材の腐食の進行が著しく、速やかな補修が必要と報告されている。

この状態を放置した場合、錆片落下や錆汁発生等による受水槽内部の水質汚濁や受水槽本体の破損・漏水が懸念される切迫した状況であるため、今回補修工事を実施する。

本設備の補修にあたっては、医療提供を一切停止させない前提で、受水槽の稼働を維持しながら給水経路の迂回・切り替え作業を行う必要がある。この作業は単なる配管工事にとどまらず、人工透析や手術室への給水圧、水質を常時適正に維持するため、既存の施設全体の設備と密接に連動したリアルタイムな運用調整が不可欠である。

仮に、本工事を他の施工業者に実施させた場合、施行中及び施行後の給水不良等の重大なトラブルが生じた際、それが既存設備の老朽化・保守上の問題によるものか、新規施工の不良によるものかの責任分界の切り分けが困難となり、緊急時の初動対応の遅延リスクを排除できない。

さらに、救急患者の緊急搬送や突発的な手術等に対応するため、医療現場からの要請にオンタイムで反応し、配管制御や作業中断を即座に判断・実行できる態勢は、本施設の設備構造や運用特性を熟知し、24 時間 365 日常駐して施設全般を一元管理する保守事業者の株式会社サンメンテナンス以外存在しない。

以上のとおり、医療安全の観点から既存保守業務と本工事の責任体制を一元化し、不足の事態に即時対応できる唯一の事業者である株式会社サンメンテナンスと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び大阪府財務規則の運用第 62 条関係第1項第2号アにより随意契約を締結する。

なお、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、比較見積書を省略する。